

環自国発第 2106071 号
令和 3 年 6 月 7 日

各地方環境事務所長 殿
各自然環境事務所長 殿
各都道府県担当部局長 殿

環境省自然環境局
国立公園課長
(公印省略)

風力発電施設の申請及び届出の処理について

地球温暖化対策の推進に向けた再生可能エネルギーの導入促進に資するものとして、規制・制度改革に関する分科会において、環境分野についての規制・制度の見直しが検討され、平成 22 年 6 月、「規制・制度改革に係る対処方針」が閣議決定された。これを受けて、環境省では、風力発電施設の設置に関する自然公園法上の許可基準である自然公園法施行規則第 11 条第 11 項における、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」について、平成 23 年 3 月に技術的ガイドラインとしてとりまとめ、さらに平成 24 年 10 月から改正環境影響評価法施行令が施行されたことを受け、平成 25 年 3 月に改訂版をとりまとめた。

また、令和 2 年 10 月に第 203 回臨時国会において、菅内閣総理大臣が脱炭素社会の実現に向けて 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。これを踏まえ、12 月には「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、再生可能エネルギーについて最大限の導入を図る方針が示された。また、内閣府特命担当大臣（規制改革）主事で、再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しや見直しの迅速化を促すことを目的に「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が設置され、事業者等から自然公園法を含む各種規制等に関する提案が提出された。

政府全体の上記方針等を踏まえ、風力発電施設の申請及び届出の処理について、以下の点に留意しつつ、迅速かつ適切に実施されたい。

- ・ 本ガイドラインは、国立・国定公園内における風力発電施設の設置に対して許可基準の細部解釈及び運用方法を補足する具体的な考え方を示したものであり、国立・国定公園外における風力発電施設の設置に関して適用を求めるものではない。地域の実情に応じて審査されたい。
- ・ 国立・国定公園普通地域における届出について、自然公園法第 33 条第 2 項により、当該公園の風景の保護のために必要があると認めるときは、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。この処分は、届出があった日から起算して 30 日以内に限定されており、延長する場合はその期間内にその旨及び延長理由を通知しなければならない。また、同条第 5 項により、

届出をした者は、届出をした日から起算して 30 日が経過すれば当該届出に係る行為に着手できることになっている。したがって、届出から 30 日を超えて、行為着手を制限したり、延長の通知をせずに措置命令等を発出したりすることはできない。

- 国立・国定公園特別地域等における行為の許可審査に当たっては、審査部局（都道府県、地方環境事務所、環境省本省）ごとに概ね 1 月と定められている標準処理期間を遵守されたい。（「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日環自国第 051003001 号環境省自然環境局長通知）第 4 及び第 15、並びに「国立公園法定受託事務実施要領」（平成 12 年 6 月 1 日環自国第 330 号環境庁自然保護局長通知）第 4 及び第 19）
- 国立・国定公園特別地域等における行為の許可申請や普通地域における届出の受理に当たっては、書類に不備等がない限り不受理とすることはできない。